

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のご案内

★ 生活する中で困ることがある・・・ ➡ 地域包括支援センターに相談

従来の介護サービス

- デイサービスやヘルパーの他にデイケア・訪問看護・福祉用具貸与・福祉用具購入・住宅改修などの利用がしたい
- 本人の状態があきらかに要介護状態である
- 第2号被保険者(40～64歳)

介護認定申請

申請書の記入

訪問調査／主治医の意見書依頼

認定審査会

要介護1～5

要支援1・2

非該当

被保険者証の交付

居宅サービス計画作成
依頼届出書

介護予防サービス計
画作成依頼届出書

居宅サービス計画作
成・担当者会議

介護予防サービス計
画作成・担当者会議

介護サービスの開始

介護予防サービスの開始

総合事業

- 当面はデイサービスを週1～2回程度又はヘルパーを週1～3回程度利用したい
- ミニデイサービスや買い物支援ボランティア、配食サービスを利用したい
- 介護予防（運動・口腔・栄養）が必要 など

総合事業申請

申請書の記入

基本チェックリスト
アセスメント[1]

非該当

総合事業対象者

一般介護予防事業

被保険者証の交付
主治医確認書の依頼

介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書

介護予防ケアプラン作成・担当者会議

介護予防・日常生活支援総合事業サービスの開始

